

鹿 児 島 県 公 報

令和8年6月2日（火）第724号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 、 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

告	示	
○保安林の指定の解除予定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 1
○包括外部監査契約の締結		（監査委員事務局取扱い） 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定		（大隅地域振興局取扱い） 2
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
西之表市伊関字赤波計207番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第356号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
西之表市伊関字赤波計207番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第357号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和8年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 濱田典彰（公認会計士）
住所 鹿児島市薬師二丁目9番11号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

大隅地域振興局告示第26号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年6月2日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスがじゅまるとりむプラス	鹿屋市笠之原町40番6-1号	株式会社スターシップ	鹿屋市野里町4917番地3	岩元美由記	令和8年5月20日	放課後等デイサービス

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第54号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年6月2日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e 甲鉄城のカバネリ 2 S C E A	サミー株式会社	610287
ぱちんこ遊技機	P 春一番 2 0 2 6 A B	株式会社ソフィア	6P0331
回胴式遊技機	L スマスロ リコリス・リコイル K X	株式会社銀座	6S0400
回胴式遊技機	L MHR サンプレイク X A	株式会社アデリオン	6S0260